

- 【補正をする者】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【発送番号】
- 【手続補正1】
- 【補正対象書類名】
 - （【補正対象意匠番号】）
 - 【補正対象項目名】
 - 【補正方法】
 - 【補正の内容】
- 【手数料補正】
 - 【補正対象書類名】
 - （【予納台帳番号】）
 - 【納付金額】
- （【手数料の表示】）
- （【予納台帳番号】）
- （【納付金額】）
- 〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には、「意願○○○○―○○○○○○」のように第二
条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号を記載する。ただし、複数意匠一括
出願手続の番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年
何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次
に「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載し
た整理番号を記載する。
- 2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考3及び備考4の場合を除く。）。
 - イ 「【補正対象書類名】」は、「意匠登録願（複数）」のように記載する。
 - ロ 「（【補正対象意匠番号】）」は、補正の対象とする項目の属する意匠番号を記載し、複
数の意匠番号を記載してはならない。「【意匠登録出願人】」、「【代理人】」、「【パリ条約によ
る優先権等の主張】」等、意匠法施行規則第二条の二第五項に規定する事項について補正
する場合は「（【補正対象意匠番号】）」の欄は設けない。
 - ハ 「【補正対象項目名】」は「意匠の創作をした者」、「意匠登録出願人」、「代表者」、「補正を
する者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「意匠に係る物
品」、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」、「正面図」、「全図」、「手続補正○」のように
補正をする単位名を記載する。